

## 滋賀県社会的事業所運営助成金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 知事は、知事が別に定める滋賀県社会的事業所設置運営要綱に定める要件を備え、知事が承認した社会的事業所が障害者を雇用し、社会的自立を目指す事業に市町が要する経費に対して、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において助成金を交付する。

### (対象経費)

第2条 助成の対象となる経費は、社会的事業所の「管理費」、「運営費」、および「特別加算費」とし、その内容は別表に定めるところによる。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、別表に定める対象経費ごとに算定した補助基準額と次の市町長が支出した経費を比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

- (1) 運営費については、社会事業所の障害者従業員が居住する市町長
- (2) 管理費および特別加算費については、社会的事業所が所在する市町長

### (申請)

第4条 規則第3条に規定する申請書は、別記様式第1号により、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りでない。
- 3 この助成金の交付決定後、事業の変更等により追加交付申請等が必要となったときは、別記様式第2号により別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

### (交付の条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成金を目的以外に使用したとき、または助成の条件に違反したときは助成金を取消し、または全部もしくは一部の返還を命ずることがあること。
- (2) 精算の結果、余剰金が生じたときはこれを返還すること。
- (3) 本事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入ならびに支出についての証拠書類を本事業完了後10年間保管しておかなければならないこと。

### (交付の決定等)

第6条 知事は、助成金の交付申請または変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から30日以内に交付決定または変更交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、別記様式第3号により当該事業完了の日から1か月以内または翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(書類の提出)

第9条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、県健康福祉部障害福祉課へ提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 市町は、第4条第1項の規定に基づく交付申請、第4条第3項の規定に基づく変更交付申請、第7条の規定に基づく実績報告または第8条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(間接補助金の交付に際して付すべき条件)

第11条 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、各間接補助事業者に対し、本要綱に定める規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるほか、滋賀県社会的事業所運営助成金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の助成金から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の助成金から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年8月22日から施行し、平成24年度の助成金から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年6月26日から施行し、平成25年度の助成金から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の助成金から適用する。  
なお、この要綱の施行の際現にある改正前の滋賀県社会的事業所運営助成金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、使用することができる。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の助成金から適用する。

別表（要綱第2条、第3条関係）

（1）助成対象経費の内容

経費区分	対象経費
運営費	① 社会的事業所を運営するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、日常生活費）、役務費、委託料 ② 障害者従業員の職業生活の質を高める取り組みに必要な経費
管理費	社会的事業所を管理するために必要な固定資産物品費、備品費、修繕費、使用料および賃借料、減価償却費
特別加算費	社会的事業所の営業力強化や経営能率向上のための営業担当職員の配置に必要な経費 (ただし、助成開始後3年間限りとする)

（2）対象経費別助成基準額

経費区分	助成基準額
運営費	各月初日在籍障害者従業員 1人当たり（月額） 75,000円 × 延べ人員数
管理費	1社会的事業所当たり （年額） 1,000,000円
特別加算費	1社会的事業所あたり （年額） 3,232,000円

※ 「管理費」および「特別加算費」について、運営月数が12ヶ月に満たない場合は、上記基準額を12で除して得た額に運営月数を乗じて得た額とする。ただし、運営日数が1ヶ月に満たない月は運営月数に含めない。（千円未満切捨）

※ 「特別加算費」については、助成開始から3年間（36ヶ月）助成することとする。